

## セーフティネット保証5号認定申請 よくある質問と回答

### ◇ はじめに

- 回答は作成日時点のものです。
- 国の運用方法の変更などにより、回答が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 認定権者（市区町村）により必要書類や運用方法は異なりますので、名古屋市以外で認定申請する場合は、それぞれの市区町村にお問合せください。
- 認定に関する基本的な事項は、各号の「認定のご案内」や提出書類の記載例などにも記載していますので、事前に確認をお願いします。
- 回答の内容や5号以外の認定などに関するお問合せは、名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課までお願いします。

電話：052-735-2100 8時45分～17時30分（土日祝、年末年始除く）

★ 電子申請を利用するためには「GビズID」を取得する必要があります。  
詳しい手続きなどは中小企業庁ホームページをご確認ください。

＜中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル）＞

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html>



### ～ 目 次 ～

| No. | 内 容                            | ページ<br>番号 |
|-----|--------------------------------|-----------|
| 1   | 受付時間・受付場所、予約の有無、所要時間、当施設について   | 2         |
| 2   | 代表者以外の来庁、身分証明などの必要書類について       | 3         |
| 3   | 申請に必要な書類について                   | 3         |
| 4   | 認定書の受取、認定書の取り扱いについて            | 4         |
| 5   | 提出書類の記載時の注意点、訂正の仕方について         | 5         |
| 6   | 5号認定の指定業種、業種の分類方法、業種確認表の記載について | 6         |
| 7   | 申請の可否について                      | 7         |
| 8   | 認定申請書の書き方と添付資料について             | 8・9       |
| 9   | 売上高等内訳書の書き方と売上高等の確認資料について      | 10        |
| 10  | 金融機関担当者による代理申請について             | 11        |

## 1. 受付時間・受付場所、予約の有無、所要時間、当施設について

### Q 受付時間は何時から何時までですか？

開庁日の9時～11時、13時～16時です。土日祝日や年末年始（12月29日～1月3日）は受付していません。

電子申請は、窓口の開庁日にかかわらず24時間申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。

### Q 窓口申請による認定はどこで実施していますか？

名古屋市千種区吹上二丁目6番3号にあります、名古屋市中小企業振興会館6階「中小企業振興課（中小企業振興センター）」で行っています。

※地下鉄桜通線「吹上」駅5番出口より西へ徒歩5分です。

※吹上ホールと同じ敷地内にございます。

※名古屋市役所本庁舎（中区三の丸三丁目1番1号）では受付していませんので、ご注意ください。

### Q 窓口申請に予約は必要ですか？

不要です。受付時間内に直接ご来庁ください。予約はできません。

混み合っている場合は、待ち時間が長くなることがありますので、ご了承ください。

### Q 窓口申請の受付にはどのくらい時間がかかりますか？

事前に提出書類が記入済みで不備がない場合でも、試算表などによる売上高等及びヒアリングや資料などによる業種の確認が必要ですので、1時間以上かかることが多くなっています。

判断が難しい業種や複数の業種を営んでいる場合は、さらにお時間がかかることもありますので、あらかじめご了承ください。

### Q 駐車場はありますか？

有料駐車場はありますが、料金のサービスはありません。

なお、吹上ホールのイベント開催時は駐車場が混み合う場合があります。

### Q 提出書類などのコピーを申請時に取ることはできますか？

認定受付場所と同じフロアに有料のコピー機がありますので、ご利用ください。

## 2. 代表者以外の来庁、身分証明などの必要書類について

Q 窓口申請には法人の代表者や個人事業主本人の来庁が必要ですか？

代表権のない取締役や従業員、専従者でも構いません。

ただし、訂正署名ができるのは代表者又は個人事業主本人のみです。代表権のない役員や従業員、専従者は訂正署名できませんので、誤りがある場合、その場で提出書類を書き直していただことになります。

また、法人の代表者や個人事業主の委任を受けた金融機関担当者が来庁し、代理で申請を行うことも可能です。（指定様式での委任状が必要となります。）金融機関担当者による代理申請については、11 ページの記載内容もご確認ください。

Q 窓口申請を行う際に身分証明書等の提示は必要ですか？

窓口申請では、来庁者様が、申請者様である法人の役職員又は個人事業主の専従者であることがわかる書類＜例1＞と、顔写真付きの本人確認書類＜例2＞の提示が必要です。

なお、来庁者様が法人の役員又は個人事業主本人であって、提出書類の履歴又は現在事項全部証明書や確定申告書でこれを確認できる場合は、本人確認書類＜例2＞のみの提示で構いません。

＜例1＞名刺、職員証、健康保険証、確定申告書など

＜例2＞運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）など

## 3. 申請に必要な書類について

Q 申請のために必要な書類にはどのようなものがありますか？

名古屋市公式ウェブサイト「5号認定（業況の悪化している業種（全国的））」の「申請方法について」の欄に掲載しております、ご案内（PDF ファイル）をご確認ください。

申請方法（窓口申請・電子申請）、要件（売上高・売上高営業利益率）ごとに内容が異なりますので、申請方法・申請される要件に応じた案内文をご確認ください。

#### 4. 認定書の受取、認定書の取り扱いについて

##### Q 認定書はいつ受け取れますか？

窓口で申請書の受理後、原則、翌開庁日の13時以降に認定書をお渡しできます。申請時に引換証としてお渡しする受取書を受付までお持ちください。

電子申請は、受付処理後、不備がなければ受理し、3開庁日程度を目安にSNポータルから電子データで交付します。

##### Q 認定書を取得した後はどうしたらよいですか？

認定を受けた日から30日（土日・祝日を含む）以内に、認定書（原本又はコピー）を添えて、金融機関又は保証協会に保証の申込を行うことが必要です。

電子申請は、認定書が電子データで交付されるため、必要に応じてプリントアウトして利用してください。

##### Q 電子申請で交付された認定書には公印（市長印）がないが、このまま保証申込に使用しても問題はないですか？

問題ありません。電子申請は、SNポータルで電子データの認定書が交付されますので、公印（市長印）を押すことができませんが、保証協会への申込などには、必要に応じてプリントアウトした認定書を提出してください。

## 5. 提出書類の記載時の注意点、訂正の仕方について

Q 提出書類は鉛筆で記入してもよいですか？

手書きの場合は黒のボールペンや万年筆などで記入し、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

Q 法人名の会社種別は(株)有などの略称で記入してもよいですか？また、所在地の建物名は省略してよいですか？

法人名や所在地などは、履歴又は現在事項全部証明書に記載されている通りにご記載ください。(株)有などの略称を記載されている場合は、訂正の対象となります。

Q 割合（率）を記載するとき、小数点以下の数字はどのように書けばよいですか？

認定申請書・売上高等内訳書上に「小数点第2位以下切捨」等の記載がありますので、その記載に従って記入をお願いします。

電子申請は、SNポータルでは切り捨て処理などができないため、小数点以下の切り捨ては不要です。

Q 誤って記入した場合はどのように訂正すればよいですか？

該当箇所を一本線で消した上部（余白がない場合は近くの余白）に正しい内容を記入し、すぐ近くに事業者様（法人の場合は代表者様）又は受任者様（金融機関担当者様）の氏名を自署してください。訂正箇所が多くなる場合は、できる限り再作成をお願いします。

なお、印鑑（実印）による訂正はできません。

<例>

名古屋太郎 1, 500, 000  
1, 000, 000 円

Q 訂正時に誤って印鑑を押印してしまった場合、訂正が必要ですか？

印鑑を押したことに対する訂正は不要ですが、そのまま印鑑を残した場合でも、訂正には事業者様（法人の場合は代表者様）又は受任者様（金融機関担当者様）の氏名の自署が必要です。

## 6. 5号認定の指定業種、業種の分類方法、業種確認表の記載について

### Q 指定業種はどこでわかりますか？

以下の中小企業庁のホームページで確認してください。

なお、指定業種は四半期ごとに指定されます。



<中小企業庁（セーフティネット保証5号）>

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html)

### Q 業種はどのように分類しますか？

複数の事業内容を行っている場合はすべて分けていただき、日本標準産業分類で業種を分類してください。

以下の総務省のホームページで確認してください。キーワード検索も可能です。



<日本標準産業分類（令和5年[2023年]7月改定）>

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=04>

### Q 電話で業種を特定してもらえますか？

事業内容などから想定できる場合もありますが、窓口でヒアリングや確認資料をもとに業種を判断する必要があることから、電話で特定はできません。

なお、業種に関する金融機関担当者様からのお問合せが大変多くなっています。多岐にわたる事業内容から、電話で業種を確認するまでには時間がかかることから、まずは日本標準産業分類で調べていただくようお願いします。



<日本標準産業分類（令和5年[2023年]7月改定）>

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=04>

### Q 複数の事業内容を行っている場合、提出書類である業種確認表には指定業種のみ記載すればよいですか？

指定業種、非指定業種にかかわらず、営まれている全ての業種についてご記載ください。  
1枚で書ききれない場合は複数枚に分けていただいて構いません。

### Q 業種が確認できる資料はどのようなものを用意したらよいですか？

その事業を営むために、許可・認可を受けたり届出・登録などを行っていたりする場合は、許認可証や登録証などの写しをご用意ください。そのほか、事業内容について記載されている会社概要・製品カタログ・ホームページ画面の写し、製品や店舗の写真、取引に係る諸契約書・見積書・請求書の写しなど、事業の内容が詳細にわかる資料をできる限り多種類ご用意ください。

## 7. 申請の可否について

Q 法人の場合で、履歴又は現在事項全部証明書の本店所在地は名古屋市外ですが、名古屋市で申請できますか？

原則、本店登記のある市区町村へ申請してください。

ただし、事業実態のある事業所が名古屋市内にある場合は、名古屋市への申請も可能です。この場合、名古屋市内の支店登記があれば、別途確認資料は不要ですが、ない場合は、事業実態のある事業所が名古屋市内にあることを確認できる書類が2種類以上必要です。

＜例＞許認可証、賃貸借契約書、公共料金の領収書（携帯電話は不適当）、ホームページの該当画面の写し、請求書の写しなど

Q 個人事業主の場合で、自宅が名古屋市内で主たる事業所は名古屋市外にある場合、名古屋市へ申請できますか？

主たる事業所が名古屋市外にある場合、本市では認定できません。主たる事業所がある市区町村へ申請してください。

Q 個人事業主から法人成りして間もないが、申請はできますか？

事業の同一性が確認できれば、個人事業主時代の売上高との比較が可能です。申請する場合は、法人成りの疎明資料として法人の履歴又は現在事項全部証明書、個人事業主時代の最後の確定申告書と廃業届が必要です。

なお、異なる業種で法人成り（法人設立）し、業歴が1年3か月未満の場合、原則、「創業者用」での申請となります。

Q 創業後1年3か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、申請はできますか？

最近1か月の売上高が、その直前の3か月間の実績の平均売上高と比較して、基準以上に減少している場合は、申請ができます。

なお、法人の場合は履歴又は現在事項全部証明書、個人事業主の場合は開業届の控えや許認可証など、創業時点がわかる書類が必要です。

Q 「売上高等」を前年と比較する際、災害等の影響により前年同期の売上高等が著しく低かった場合、こうした影響を考慮した上で申請ができますか？

災害、大型倒産、予期せぬ事故等の特殊事情に起因するもので、営業日数の制限等により著しい売上高等の減少が決算書等により客観的に確認できる場合であれば、認定にあたり考慮することは可能です。

著しい売上高等の減少について、指定業種と企業全体において基準以上に減少している場合は、申請ができます。

## 8. 認定申請書の書き方と添付資料について

### 《 法人の場合 》

Q 法人名の会社種別は(株)有などの略称で記入してもよいですか？また、所在地の建物名は省略してよいですか？

法人名や所在地などは、履歴又は現在事項全部証明書に記載されている通りにご記載ください。(株)有などの略称を記載されている場合は、訂正の対象となります。

Q 履歴又は現在事項全部証明書の本店所在地にはマンション名がないが、提出書類に記入した場合は訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、保証協会や金融機関での取扱いの可否は判断できません。

なお、履歴又は現在事項全部証明書の本店所在地にマンション名があるが、提出書類に記入がない場合は補記が必要です。

Q 履歴又は現在事項全部証明書には「代表取締役」「取締役」とあるが、提出書類に代表者の役職名を「代表取締役社長」「取締役会長」などと記入した場合、訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、保証協会や金融機関での取扱いの可否は判断できません。

なお、履歴又は現在事項全部証明書に「取締役」とあるが、提出書類に「代表取締役」と記入した場合は訂正が必要です。

電子申請は、S Nポータル上肩書が表示されませんので、そのままで構いません。

Q 法人の場合の添付資料である、履歴又は現在事項全部証明書はインターネット登記情報取得システムから印刷したものでもよいですか？

できません。法務局で取得した原本又はコピーを添付してください。

Q 本店所在地の移転などの変更登記申請中に履歴又は現在事項全部証明書が取得できない場合、どうすれば申請できますか？

履歴又は現在事項全部証明書の代わりに、本店所在地の変更登記に関する法務局への登記申請書類などのコピー（オンライン申請の場合は印刷したものなど）を添付してください。

## 《 個人事業主の場合 》

Q 確定申告書の事業所の所在地や自宅住所が、未記載又は移転などで申請時と異なる場合、どうすればよいですか？

確定申告書で主たる事業所の所在地が確認できない場合、主たる事業所が名古屋市内にあることを確認できる書類＜例＞が1種類以上必要です。

自宅住所が異なる場合は、運転免許証（裏面含む）、健康保険証、住民票など現在の住所がわかる書類のコピーが必要です。

＜例＞開業届、許認可証、賃貸借契約書、公共料金の領収書（携帯電話は不適当）、ホームページの該当画面の写し、請求書などのコピー

Q 自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合、どのように記入すればよいですか？

すべての提出書類に、自宅住所と主たる事業所の所在地の両方を併記してください。自宅と主たる事業所の所在地が同一の場合はひとつで構いません。

電子申請では、自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合は、申請画面の「その他」の欄に、主たる事業所の住所を入力してください。

## 《 法人・個人事業主共通 》

Q 事業開始年月日はどのような日付を書いたらよいですか？

法人の場合は、履歴又は現在事項全部証明書に記載されている「会社設立の年月日」を記入してください。

個人事業主の場合は、開業届や許認可証に記載の日付を記入してください。

Q 5号（ハ）売上高営業利益率要件の申請書にある「3.外的要因及び増加している費用」の欄には何を書けばよいですか？

5号（ハ）は、為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加等を受けて利益率の減少が生じている場合にのみ申請ができます。「長引く円安で原材料費が増加したため」など、影響を与えてる外的要因と増加した費用の内容をご記載ください。

なお、単純な役員報酬の増加等、外的要因によらない費用の増加については本基準の対象外となります。

## 9. 売上高等内訳書の書き方と売上高等の確認資料について

Q 「最近1か月の売上高」とは具体的にいつを指しますか？

原則、「申請月の前月」を指します。

複数の営業所の売上が未集計等により、やむを得ず前月の売上高が確定しない事情がある場合は、最大で「申請月の4か月前」まで遡ることが可能です。

ただし、「申請月の前月」など、より最近の売上高が判明しているにもかかわらず、任意の月の売上高を選択して申請することはできません。

なお、「申請月」とは本市が申請を受理した日が属する月を指します。

電子申請では、原則、申請の翌開庁日に受付処理をし、不備がなければ受理します。

Q 売上高等は「税込み」「税抜き」のどちらで記入したらよいですか？

「税込み」「税抜き」どちらでも構いませんが、どちらかに統一をしてください。

Q 個人事業主の場合、不動産所得は売上高に含める必要がありますか？

含めてください。

Q 個人事業主の場合、雑収入や家事消費は売上高に含める必要がありますか？

原則、含めてください。

ただし、本来の事業活動とは関係がないと思われる雑収入（補助金など）は含めなくても差し支えありません。

Q 5号（イ）認定を受けたい場合、月別売上高が確認できる資料は何を用意すればよいですか？

原則として、各種試算表、帳簿（売上台帳、仕訳帳、総勘定元帳、売掛帳、日計表など）、法人概況説明書（表裏）、請求書などの月別売上高が確認できる資料の写しをお持ちください。

兼業2（指定業種と非指定業種に属する事業を兼業している方）の場合は、指定業種の各事業の売上高と企業全体の売上高が月別で確認が必要です。

なお、本申請のために新たに作成された表など（改めてExcelなどで作成した表）では申請することができませんので、ご注意ください。

Q 5号（ハ）認定を受けたい場合、月別売上高営業利益率が確認できる資料は何を用意すればよいですか？

月別の売上高及び営業利益が確認できる試算表の写しが必要です。

兼業2（指定業種と非指定業種に属する事業を兼業している方）の場合は、指定業種の各事業の売上高及び営業利益と、企業全体の売上高及び営業利益が、月別で確認できる試算表が必要です。

## 10. 金融機関担当者による代理申請について

**Q 金融機関担当者も事業者から委任を受けて窓口で申請できますか？**

可能です。窓口申請は、委任状（名古屋市の指定様式）が必要です。

電子申請は、S Nポータルに参加する金融機関が認める場合にのみ代理申請が可能ですので、まずはお取引のある金融機関担当者様へお問合せください。

**Q 金融機関による代理申請用の委任状の様式はどこで取得すればよいですか？**

名古屋市信用保証協会の金融機関専用ページ内「保証制度要綱・様式 名古屋市中小企業融資制度保証」の項目から取得してください。金融機関専用ページへのアクセス方法は、所属金融機関本部の保証協会担当者様などへお問合せください。

電子申請は、S Nポータルで委任ができますので、委任状の添付は不要です。

**Q 委任状は任意様式や他の市区町村が定めた様式を使用してもよいですか？**

必ず名古屋市の指定様式を使用してください。

**Q 委任状の日付（委任日）は何日でもよいですか？**

代理申請は最初に委任行為が必要となるため、提出書類の日付と同日又はそれより前の日付で記入してください。

**Q 委任状はコピーでもよいですか？**

原本を提出してください。なお、申請ごとにひとつの委任状が必要です。

**Q 委任状の委任者欄は住所印（ゴム印）でもよいですか？**

住所と企業名はゴム印でも構いませんが、本人氏名自署欄は事業者様本人（法人の場合は代表者様）の自署が必要です。法人の場合で代表者様が複数いる場合は、どの代表者様の自署でも構いませんが、原則として、申請書に記載される代表者様と揃えてください。

なお、委任状の訂正は事業者（委任者）様しかできません。

**Q 提出書類以外に必要なものはありますか？**

窓口申請では、金融機関担当者様が所属する金融機関の職員であることを確認できる書類が必要です。

＜例＞顔写真付きの職員証、運転免許証＋名刺

**Q 1回の受付で複数の事業者分を申請することはできますか？**

窓口申請では、事業者様が申請する場合と同じく、原則、1回の受付につき1事業者様分の申請が可能です。1度の来庁で複数の事業者様分の申請を希望する場合は、申請後、改めて受付をお願いします。